

社会福祉法人林檎の里役員等報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は社会福祉法人林檎の里定款第8条及び第21条並びに社会福祉法人林檎の里評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、社会福祉法人林檎の里の役員等の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(理事長の報酬)

第2条 理事長には、報酬を支給する。

2 理事長に支給する報酬は、別表第1のとおりとする。

3 理事長に対する報酬のうち、月額によるものは毎月、日額によるものは勤務した日の属する月の翌月に支給する。その他の支給条件、支給方法及び支給期日については、社会福祉法人林檎の里職員給与規程の例による。

(業務執行理事の報酬)

第3条 業務執行理事には、報酬及び通勤手当を支給する。

2 業務執行理事に支給する報酬は、別表第2のとおりとする。

3 業務執行理事に支給する報酬及び通勤手当の支給条件、支給方法及び支給期日については、社会福祉法人林檎の里職員給与規程の例による。

(非常勤の評議員、理事、監事の報酬)

第4条 非常勤の評議員、理事、監事の報酬は、別表第3のとおりとする。

2 非常勤の評議員、理事及び監事の報酬の支給条件、支給方法及び支給期日については、社会福祉法人林檎の里職員給与規程の例による。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬)

第5条 評議員選任・解任委員会委員の報酬は、別表第4のとおりとする。

2 評議員選任・解任委員会委員の報酬の支給条件、支給方法及び支給期日については、社会福祉法人林檎の里職員給与規程の例による。

(職員給与との併給)

第6条 職員が理事の職を兼ねた場合は、職員給与等を支給するものとし、本規定に基づく報酬等は支給しない。ただし、理事長及び業務執行理事を兼ねる場合は、別表第5のとおりとする。

(実施規程)

第7条 この規程に基づく報酬等の支給に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月28日から施行する。

2 従前の、社会福祉法人林檎の里非常勤役員等報酬規程（平成28年4月1日施行）及び社会福祉法人林檎の里常勤役員報酬規程（平成28年4月1日施行）は、平成29年6月27日限りで廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

役職名	報酬の額	
理事長	月額	30,000 円
	日額	10,000 円

別表第2（第3条関係）

役職名	報酬の額	
業務執行理事	月額	363,500 円

別表第3（第4条関係）

役職名	報酬の額	
評議員	日額	5,000 円
理事	日額	5,000 円
監事	日額	5,000 円

別表第4（第5条関係）

役職名	報酬の額	
評議員選任解任委員	日額	5,000 円

別表第5（第6条関係）

役職名	報酬の額	
理事長	月額本俸×20%	
業務執行理事	月額本俸×20%	